

消費者基本計画の検証・評価・監視にかかるヒアリング対象施策

平成 22 年 11 月 12 日

消費者委員会

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
58	有料老人ホーム等に係る表示の適正化、入居契約の適正化、関係法令の遵守等について、都道府県に対して指導の徹底を要請します。	厚生労働省	継続的に実施します。
106	地域の高齢者に身近な地域包括支援センターが、消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行い、消費者被害の防止に取り組みます。	厚生労働省	継続的に実施します。
55	既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、事案の内容を公表します。さらに、被害者救済の観点から、保証・保険制度を充実させるとともに、保険を利用する事業者の登録制度の導入を図ります。	国土交通省	平成 22 年度からの実施を目指します。
56	リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者を確認すべき点等をアドバイスできるような体制を整備します。	国土交通省	平成 22 年度からの実施を目指します。
117	リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備します。	国土交通省	平成 22 年度からの実施を目指します。

消費者基本計画の検証・評価・監視
施策におけるヒアリング項目について

平成 22 年 11 月 12 日
消費者委員会

施策番号 58

Q 1 入居一時金について

関連する統計データ、検討資料等を提示の上、以下の事項について説明願いたい。

有料老人ホームのうち、入居一時金を徴求している施設はどの程度あり、どの程度の金額を徴求しているか。

入居一時金に係るトラブルは、どの程度発生しているか（原因別・過去 5 年間の推移）。このうち、平成 18 年 3 月以前に届出を行った施設におけるトラブルはどの程度発生しているか。

利用者保護の観点から、例えば、償却内容、保全義務、返還金の算定方式について法令等で全施設に義務付けることの適否、その様に考える理由は何か。

90 日ルールについて、契約締結日から概ね 90 日とした根拠は何か。また、実際の運用状況を把握しているか。さらに、現行の指導指針から当該ルールを法律化することの適否、その様に考える理由は何か。

利用者保護等の観点から、上記以外に考えている措置等はあるか。

都道府県に対し、どの様な指導等を行っているか。また、どの点について指導等を徹底すべきと考えているか。

Q 2 有料老人ホームと高専賃の再編について

有料老人ホームと高専賃をサービス住宅に再編との報道があるが、再編前と再編後の全体像や有料老人ホームの位置付けが分かる資料を提示の上、以下の事項について説明願いたい。

再編の目的、サービス住宅の概要、再編後の有料老人ホーム等の位置付け、作業スケジュール

有料老人ホームと高専賃について、それぞれ再編することによるメリット・デメリット

再編後の高齢者住まい法と、老人福祉法、介護保険法、有料老人ホームに係るガイドラインとの関係。老人福祉法、ガイドライン等についても改正等を予定しているのであればその概要

施策番号 106

Q 1 関連する統計データ、検討資料等があれば提示の上、以下の事項について説明願いたい。

消費生活センター、民生委員等との連携について、どのように考えているか。

地域包括支援センターでは、高齢者の事故情報（取引被害、安全問題）をどのように収集し、再発防止のための方策をどのように講じているか。また、同センターでは、高齢者の生活状況（高齢者所在不明・孤立化防止等の観点も踏まえて）をどれだけ把握しているか。

法令の改正等を予定しているのであればその概要

施策番号 55, 56, 117

Q 1 関連する統計データ、検討資料等があれば提示の上、以下の事項について説明願いたい。

住宅リフォームの工事（受注）件数（推移）、うち消費者トラブルの発生件数、悪質業者等に対する行政処分の実績

リフォネットについて、相談内容の概況（最新のもの）及びそれを踏まえた住宅リフォーム・紛争処理支援センター又は国土交通省における対応状況、リフォネットの消費者に対する周知状況

最近トラブルが急増しているとのことだが、その要因、対処方針等

悪質リフォーム対策検討委員会（平成 17 年 9 月）において、国土交通省として取り組むべき課題として整理した事項についての取組状況

中小規模の改修工事専門業者への法規制がないことによる支障等

建設業法等の改正を予定しているのであればその概要等